



薬生発0108第2号
令和3年1月8日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

大麻取締法施行規則の一部を改正する省令の施行について

平素より医薬品・医療機器等行政の推進に格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和2年12月21日に、大麻取締法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省・農林水産省令第1号）が公布され、同日施行されました。本省令は、大麻取締法施行規則（昭和23年厚生省・農林省令第1号）について、「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定）及び「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、国民や事業者に対して押印を求める手続における当該押印を不要とする改正を行うものです。

施行に当たっての留意事項等につきましては、「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の公布及び施行並びに薬事関連通知の押印等の取扱いについて」（令和2年12月25日付け薬生発1225第3号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）をご参照ください。

以上につき御了知の上、貴管下市町村、関係団体、関係機関等へ周知徹底いただきますようお願いいたします。

以上